

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年1月から同年5月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月9日から11年6月30日まで
A社における申立期間の標準報酬月額が、当時の実際の報酬月額である20万円に比べて低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された給与一覧表において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成11年1月から同年5月までは18万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成9年9月から10年12月までの期間について、前述の給与一覧表における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、当該期間

は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（取得時報酬訂正）及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、オンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、当該申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から13年11月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されていることを知った。当時の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間のうち、平成11年3月から13年2月までの標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同年3月15日付けで、遡及して9万8,000円に引き下げられていること、及び同年3月から同年10月までの標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年12月31日）より後の14年4月2日付けで、遡及して9万8,000円に引き下げられたことがそれぞれ確認できる。

しかしながら、当該事実について、申立人は、平成12年11月から13年8月までの、報酬月額58万円の記載がある給与明細書を所持している上、厚生年金保険料は最後まで同じ金額が給与から控除されていたことを覚えているとしている。

また、当該事業所の商業登記簿謄本では、申立人は申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、滞納処分票等によると、平成13年3月当時、同事業所においては厚生年金保険料等の滞納があり、滞納保険料の納付に関する社会保険事務所との相談は事業主とその妻が行っていたことが確認できる上、元同僚は「申立人は社会保険の手続に携わっていなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成 13 年 3 月 15 日付け及び 14 年 4 月 2 日付けで遡及して訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年頃から37年4月2日まで
② 昭和39年11月11日から平成21年頃まで

A社に昭和32年頃から平成21年頃まで継続して勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に勤務していたことに間違いは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和32年頃からA社に勤務したとしているものの、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは34年5月19日であり、同社が適用事業所となった以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は連絡を取ることができない上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態について供述を得ることができなかった。

また、申立人は申立期間①のうち昭和36年4月から同年11月まで国民年金保険料を納付しており、その後B社（昭和36年12月15日から37年2月1日まで）及びC社（37年2月1日から同年4月1日まで）において、厚生年金保険の被保険者期間が確認できる。

申立期間②について、昭和39年に入社したA社の同僚は「申立人は、A社を退職する際に、会社を起業するために退職すると言っていた上、同社を退職後間もなく同社を訪問した際に、仕事をくださいと言っていた。」と証言しており、ほかの同僚は「申立人がA社を退職後、3年から4年後（昭和42年頃から43年頃）ぐらいに申立人が設立した会社に行った際、5人ぐらいの従業員を使用していた。」と証言していることから、申立人は、同社を退職して間もなく自身が起業した事業主になっていたこ

とがうかがえる。

また、商業登記簿謄本によると、申立人は、D社（昭和 58 年 4 月 7 日会社設立）の代表取締役であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に勤務していたとする A 社に照会したところ「昭和 49 年の源泉所得税関係書類では、申立人の名前は無く、社員ではないと思われる。現在確認できる書類はこのくらいである。」と回答している。

加えて、オンライン記録によると A 社において厚生年金保険被保険者資格喪失（昭和 39 年 11 月 11 日）後、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険被保険者証を返納した表示である「証返納」の記載（39 年 12 月 4 日付け）がされている上、それ以降は、申立人が勤務した記憶が無いとしている E 社（39 年 12 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで）及び F 社（41 年 2 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで）で厚生年金保険の被保険者期間が確認できるほか、60 歳の誕生日の前月である平成 4 年*月までの一部の期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。